

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第1条 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、<u>作業療法士</u>又は<u>言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士</u>又は<u>言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 理学療法士、<u>作業療法士</u>又は<u>言語聴覚士</u>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p>

d (略)

(7) (略)

イ (略)

ウ アの(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(7) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とする。

d (略)

(1) (略)

イ (略)

ウ アの(7)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行

d (略)

(7) (略)

イ (略)

ウ アの(1)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(7) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1以上とする。

d (略)

(1) (略)

イ (略)

ウ アの(7)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するた

う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(3)～(6) (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第24条 (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第25条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4 (略)

めの訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(3)～(6) (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第24条 (略)

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第25条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第26条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8・9 （略）

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第26条 （略）

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

9・10 （略）

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第26条 （略）

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

（地域との連携等）

第26条の2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第26条の3 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把

握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第25条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

（相談等）

第27条 （略）

（協力医療機関等）

第49条 （略）

2 （略）

（相談等）

第27条 （略）

（協力医療機関等）

第49条 （略）

2 （略）

3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新

<p><u>(地域との連携等)</u></p> <p>第56条 指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、<u>地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u></p>	<p><u>感染症をいう。次項において同じ。)</u>の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p> <p>4 <u>指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>第56条 削除</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第2条 障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第10条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。</u></p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第10条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(4) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学</p>

療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a)・(b) (略)

b (略)

c 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (略)

(7) (略)

イ (略)

ウ アの(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(7) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a)・(b) (略)

b (略)

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d (略)

(7) (略)

イ (略)

ウ アの(1)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ・オ (略)

(3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(7) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b (略)

c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とする。

d (略)

(i) (略)

イ (略)

ウ アの(7)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(4)～(7) (略)

2～4 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第17条 (略)

2・3 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第18条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

b (略)

c 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、1以上とする。

d (略)

(i) (略)

イ (略)

ウ アの(7)の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ～カ (略)

(4)～(7) (略)

2～4 (略)

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第17条 (略)

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第18条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、第

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8・9 (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更に

19条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者に交付しなければならない。

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更に

ついて準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第19条 (略)

ついて準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第19条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第19条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部

の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第19条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第18条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

(相談等)

第20条 (略)

(協力医療機関等)

第39条 (略)

2 (略)

(相談等)

第20条 (略)

(協力医療機関等)

第39条 (略)

2 (略)

<p>(地域との連携等)</p> <p>第43条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、<u>地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u></p>	<p>3 <u>障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>障害者支援施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>第43条 削除</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（次項において「新指定障害者支援施設等基準規則」という。）第26条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。
- 3 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間、新指定障害者支援施設等基準規則第26条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。
- 4 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する規則（次項において「新障害者支援施設基準規則」という。）第19条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」とする。

と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

- 5 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間、新障害者支援施設基準規則第19条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第1条 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第7章（略） 第8章 自立訓練（機能訓練） 第1節～第4節（略） 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第147条の2— <u>第147条の4</u> ） 第6節（略） 第9章～第19章（略） 附則 （定義）	目次 第1章～第7章（略） 第8章 自立訓練（機能訓練） 第1節～第4節（略） 第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第147条の2— <u>第147条の5</u> ） 第6節（略） 第9章～第19章（略） 附則 （定義）
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(16)（略） (17) 多機能型 第77条に規定する指定生活介護の事業、第140条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第160条に規定する指定就労移行支援の事業、第171条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第184条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関す	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(16)（略） (17) 多機能型 第77条に規定する指定生活介護の事業、第140条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第160条に規定する指定就労移行支援の事業、第171条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第184条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関す

る基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準府令」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準府令第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準府令第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準府令第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準府令第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準府令に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（管理者）

第5条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第24条 （略）

(1) （略）

(2)～(4) （略）

（居宅介護計画の作成）

第25条 （略）

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計

る基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準府令」という。）第4条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準府令第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準府令第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準府令第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準府令に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(18) 個別支援計画 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画をいう。

（管理者）

第5条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第24条 （略）

(1) （略）

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

(3)～(5) （略）

（居宅介護計画の作成）

第25条 （略）

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計

画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第29条 (略)

2・3 (略)

(管理者)

第44条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第49条 (略)

画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、第1項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 (略)

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第29条 (略)

2・3 (略)

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(管理者)

第44条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者の員数)

第49条 (略)

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第51条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第51条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第18号。第51条第3項において「指定入所施設基準規則」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定療養介護の取扱方針）

第57条 (略)

2・3 (略)

2～6 (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第51条第3項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第51条第3項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第18号。第51条第3項において「指定入所施設基準規則」という。）第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（指定療養介護の取扱方針）

第57条 (略)

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

(療養介護計画の作成等)

第58条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行^い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第58条 (略)

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行^うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

8・9 (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第59条 (略)

(従業員の員数)

第78条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第18章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7)から(9)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(7)から(9)までに掲げる数とする。

(7)～(9) (略)

イ (略)

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第59条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(従業員の員数)

第78条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第18章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7)から(9)までに掲げる平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(7)から(9)までに掲げる数とする。

(7)～(9) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第85条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第93条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～7 (略)

(職場への定着のための支援等の実施)

第85条の2 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 (略)

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第93条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業

者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (i) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第147条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第157条

者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (i) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第147条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第157条

の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準府令第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準府令第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第147条の3及び第157条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第95条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能

の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準府令第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準府令第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第147条の4及び第157条の3において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第95条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能

型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第147条の3及び第157条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

（表略）

(3)～(5) (略)

（指定短期入所の取扱方針）

第104条 (略)

2・3 (略)

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第118条 (略)

型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第147条の4及び第157条の3において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

（表略）

(3)～(5) (略)

（指定短期入所の取扱方針）

第104条 (略)

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3・4 (略)

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第118条 (略)

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

2・3 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第119条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第121条 第8条から第20条まで、第22条、第27条、第28条、第32条(第1項及び第2項を除く。)から第41条まで及び第66条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第120条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第121条において準用する次条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第121条において準用する第20条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第141条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(i) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

3・4 (略)

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第119条 (略)

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第121条 第8条から第20条まで、第22条、第27条、第28条、第29条第4項、第32条(第1項及び第2項を除く。)から第41条まで及び第66条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第120条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第121条において準用する次条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第121条において準用する第20条第2項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第141条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(i) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(準用)

第147条 第8条から第19条まで、第21条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条及び第85条の2から第92条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第147条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第147条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第147条において準用する第58条」と、「療養介

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(2) (略)

2・3 (略)

4 第1項第1号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(準用)

第147条 第8条から第19条まで、第21条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条及び第85条の2から第92条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第147条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第147条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第147条において準用する第58条」と、「療養介

護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第147条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第147条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第147条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第147条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第147条の2（略）

護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第147条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第147条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第147条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第147条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第147条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準）

第147条の2（略）

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第147条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準省令第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(i) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準省令第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第148条第2号において同じ。）を、指定通所リハ

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う
指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第147条の3 (略)

(準用)

第147条の4 (略)

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第148条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当
障害福祉サービス(第204条に規定する特定基
準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下こ
の節において「基準該当自立訓練(機能訓
練)」という。)の事業を行う者(以下この節
において「基準該当自立訓練(機能訓練)事
業者」という。)が当該事業に関して満たすべ
き基準は、次のとおりとする。

ビリテーション(指定居宅サービス等基準
省令第110条に規定する指定通所リハビリテ
ーションをいう。以下同じ。)の利用者の数
と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の
数の合計数で除して得た面積が3平方メ
ートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従
業者の員数が、当該指定通所リハビリテ
ーション事業所が提供する指定通所リハビ
リテーションの利用者の数を指定通所リハビ
リテーションの利用者の数及び共生型自立
訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で
あるとした場合における当該指定通所リハ
ビリテーション事業所として必要とされる
数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に
対して適切なサービスを提供するため、指
定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関
係施設から必要な技術的支援を受けている
こと。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う
指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第147条の4 (略)

(準用)

第147条の5 (略)

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第148条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当
障害福祉サービス(第148条の3に規定する病
院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び第204
条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓
練)を除く。以下この節において「基準該当
自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行
う者(以下この節において「基準該当自立訓
練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業
に関して満たすべき基準は、次のとおりとす
る。

(1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第148条の2 (略)

(1) 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(4) (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第148条の2 (略)

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準)

第148条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準

該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）
が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当
障害福祉サービス（以下この条において「病
院等基準該当自立訓練（機能訓練）」とい
う。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能
訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとお
りとする。

(1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を
行う事業所（次号において「病院等基準該
当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）
の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当
自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数
で除して得た面積が3平方メートル以上で
あること。

(2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事
業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲
げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲
げる基準を満たす人員を配置しているこ
と。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当
該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）
の提供に当たる理学療法士、作業療法士
若しくは言語聴覚士又は看護職員若しく
は介護職員が1以上確保されているこ
と。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら
当該病院等基準該当自立訓練（機能訓
練）の提供に当たる理学療法士、作業療
法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若
しくは介護職員が、利用者の数を10で除
した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を
受ける利用者に対して適切なサービスを提供
するため、指定自立訓練（機能訓練）事
業所その他の関係施設から必要な技術的支
援を受けていること。

(準用)

第149条 (略)

(準用)

第157条 第8条から第17条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第85条の2から第92条まで、第145条及び第146条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第157条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第155条第1項から第4項まで」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第155条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第157条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第157条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第170条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第84条、第85条、第86条から第92条まで、第144条、第145条及び第155条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用す

(準用)

第149条 (略)

(準用)

第157条 第8条から第17条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第85条の2から第92条まで、第145条及び第146条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第157条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第155条第1項から第4項まで」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第155条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第157条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第157条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第157条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第170条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第84条、第85条、第86条から第92条まで、第144条、第145条及び第155条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用す

る。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第170条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第170条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第170条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第170条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第170条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第170条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及

る。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第170条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第170条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第170条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第59条中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第170条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第170条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第170条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第170条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第170条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第170条において準用する前条」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及

び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第553号）に定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは、「支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（実施主体）

第175条（略）

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（準用）

第188条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第84条、第86条から第92条まで、第144条、第145条及び第179条から第181条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第188条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第188条におい

び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年厚生労働省告示第553号）に定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは、「支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184条において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等に定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（実施主体）

第175条（略）

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

（準用）

第188条 第8条から第16条まで、第18条、第19条、第21条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第84条、第86条から第92条まで、第144条、第145条、第178条第6項及び第179条から第181条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第188条において準用する第89条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるの

て準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第188条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第188条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第188条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第188条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第188条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第188条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第188条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と、第179条第1項中「第183条」とあるのは「第188条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第192条 第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第22条(第1項を除く。)、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第50条、第57条から第60条まで、第68条、第70条、第74条、第75条、第84条、第87条、第88条、第90条から第92条まで、第144条(第1項を除く。)、第145条、第

は「第188条において準用する第144条第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第188条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第188条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第188条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第188条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第188条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第188条」と、第89条中「第92条第1項」とあるのは「第188条において準用する第92条第1項」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第188条において準用する前条」と、第178条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第187条第1項の工賃」と、第179条第1項中「第183条」とあるのは「第188条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第192条 第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第22条(第1項を除く。)、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第50条、第57条から第60条まで、第68条、第70条、第74条、第75条、第84条、第87条、第88条、第90条から第92条まで、第144条(第1項を除く。)、第145条、第

179条から第181条まで及び第184条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第190条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条において準用する第144条第2項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第192条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第192条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第192条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第192条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第192条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第192条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第192条」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第192条において準用する前条」と、第179条第1項中「第183条」とあるのは「第192条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第192条の6 (略)

第178条第6項、第179条から第181条まで及び第184条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第190条」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条において準用する第144条第2項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第192条において準用する第144条第2項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第192条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第59条中「前条」とあるのは「第192条において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第192条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第192条において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第192条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第192条」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第192条において準用する前条」と、第178条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第191条第1項の工賃」と、第179条第1項中「第183条」とあるのは「第192条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第192条の6 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とし

(実施主体)

第192条の7 指定就労定着支援事業者は、過去3年間に於いて平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(従業員の員数)

第192条の14 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

た上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(実施主体)

第192条の7 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

(従業員の員数)

第192条の14 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(7)又は(4)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(4)に掲げる数

(7) 利用者の数が60以下 1以上

(4) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(7)又は(4)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(4)に掲げる数

(7) 利用者の数が30以下 1以上

(4) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増

2 (略)

3・4 (略)
(実施主体)

すごとに1を加えて得た数以上

2 (略)

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準省令」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準省令第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準省令第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準省令第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準省令第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準省令第40条において準用する指定地域相談支援基準省令第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

5・6 (略)

第192条の17 指定自立生活援助事業者は、指定

障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

（定期的な訪問による支援）

第192条の18 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問する

ことにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

第192条の20 第8条から第22条まで、第28条、第32条から第34条まで、第35条から第40条まで、第57条、第58条、第60条、第66条、第192条の6、第192条の10及び第192条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第192条の20において準用する第192条の10」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条の20において準用する次条第1項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第192条の17 削除

（定期的な訪問等による支援）

第192条の18 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又は

テレビ電話装置等を活用して、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

（準用）

第192条の20 第8条から第22条まで、第28条、第32条から第34条まで、第35条から第40条まで、第57条、第58条、第60条、第66条、第192条の6、第192条の10及び第192条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第192条の20において準用する第192条の10」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第192条の20において準用する次条第1項」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第192条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第193条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（入退居）

第196条の2 （略）

2 （略）

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 （略）

（指定共同生活援助の取扱方針）

第196条の5 （略）

2～4 （略）

（サービス管理責任者の責務）

第196条の6 （略）

第193条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（入退居）

第196条の2 （略）

2 （略）

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。

4 （略）

（指定共同生活援助の取扱方針）

第196条の5 （略）

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3～5 （略）

（サービス管理責任者の責務）

第196条の6 （略）

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とし

た上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第196条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第199条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しな

(介護及び家事等)

第197条 (略)

(協力医療機関等)

第198条の4 (略)

2 (略)

(準用)

第199条 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第74条、第75条、第88条、第90条、第92条及び第155条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第197条の3」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第75条第

い。

(介護及び家事等)

第197条 (略)

(協力医療機関等)

第198条の4 (略)

2 (略)

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(準用)

第199条 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第75条、第88条、第90条、第92条及び第155条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第197条の3」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第75条第2項

2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第199条」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第199条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対し

第1号中「第58条」とあるのは「第199条において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第199条」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第199条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対し

て、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第199条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(協議の場の設置等)

第199条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

て、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第199条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(地域との連携等)

第199条の10 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければ

(準用)

第199条の11 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第74条、第75条、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の6まで及び第197条の3から第198条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第199条の11において準用する第197条の3」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の11において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の11において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条の11において読み替えて準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の11において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の11において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第199条の11」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の11において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指

ばならない。

(準用)

第199条の11 第8条、第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第75条、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の6まで及び第197条の3から第198条の4までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第199条の11において準用する第197条の3」と、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の11において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の11において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条の11において読み替えて準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の11において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の11において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第199条の11」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の11において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障

定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第199条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第199条の22において読み替えて準用する第58条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第199条の14第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する

害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第199条の12 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第199条の22において読み替えて準用する第58条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助 又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第199条の14第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービ

基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第199条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第199条の22 第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第74条、第75条、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の6まで、第197条、第197条の2及び第198条の2から第198条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第75条第

19条中「次条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第1項」と、第75条第2項第1

(基本方針)

第199条の13 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第199条の22 第10条、第11条、第13条から第16条まで、第19条、第22条、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第53条、第58条、第60条、第66条、第70条、第75条、第88条、第90条、第92条、第155条の2、第196条の2から第196条の7まで、第197条、第197条の2及び第198条の2から第198条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第19条第2項中「次条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第1項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第199条の22において準用する第196条の4第2項」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第75条第2項第1

2項第1号中「第58条」とあるのは「第199条の22において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の22において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第199条の22」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の22において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第197条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

号中「第58条」とあるのは「第199条の22において準用する第58条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第199条の22において準用する第53条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第199条の22において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第199条の22」と、第92条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第199条の22において準用する第198条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第155条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第197条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第200条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準規則第61条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第78条第6項、第141条第6項及び第7項、第151条第6項、第161条第4項並びに第172条第4項（第185条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第78条第1項第3号及び第7項、第141条第1項第2号及び第8項、第151条第1項第3号及び第7項、第161条第1項第3号及び第5項並びに第172条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第185条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるものを一の事業所であるとみなし

(従業者の員数等に関する特例)

第200条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第78条第6項、第141条第6項及び第7項、第151条第6項、第161条第4項並びに第172条第4項（第185条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第78条第1項第3号及び第7項、第141条第1項第2号及び第8項、第151条第1項第3号及び第7項、第161条第1項第3号及び第5項並びに第172条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第185条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事

て、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1)・(2) (略)

(従業者の員数)

第205条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 理学療法士又は作業療法士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) (略)

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 (略)

(管理者)

第206条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かな

業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとするることができる。

(1)・(2) (略)

(従業者の員数)

第205条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

(4)～(6) (略)

2 前項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 (略)

(管理者)

第206条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かな

なければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第208条 第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第22条第2項、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第81条、第86条から第88条まで、第89条（第10号を除く。）及び第90条から第92条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第208条第1項において準用する第89条」と、第14条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第19条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第208条第2項において準用する第82条第2項及び第3項、第208条第3項及び第5項において準用する第144条第2項及び第3項並びに第208条第4項において準用する第155条第2項及び第3項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第208条第2項において準用する第82条第2項、第208条第3項及び第5項において準用する第144条第2項並びに第208条第4項において準用する第155条第2項」と、第35条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第40条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」

なければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第208条 第8条から第11条まで、第13条から第16条まで、第18条、第19条、第22条第2項、第27条、第32条の2、第34条の2から第40条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条、第81条、第86条から第88条まで、第89条（第10号を除く。）及び第90条から第92条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条」とあるのは「第208条第1項において準用する第89条」と、第14条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第19条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第208条第2項において準用する第82条第2項及び第3項、第208条第3項及び第5項において準用する第144条第2項及び第3項並びに第208条第4項において準用する第155条第2項及び第3項」と、第22条第2項中「第20条第2項」とあるのは「第208条第2項において準用する第82条第2項、第208条第3項及び第5項において準用する第144条第2項並びに第208条第4項において準用する第155条第2項」と、第35条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第40条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」

とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第59条中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第58条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第208条第1項において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第208条第1項」と、第88条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 （略）

（電磁的記録等）

第209条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつ

とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第57条第1項中「次条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第58条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、3月）」と、第59条中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と、第75条第2項第1号中「第58条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第58条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第53条第1項」とあるのは「第208条第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第65条」とあるのは「第208条第1項において準用する第88条」と、同項第4号から第6号まで中「次条」とあるのは「第208条第1項」と、第88条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第92条第1項中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2～5 （略）

（電磁的記録等）

第209条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつ

て認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条第1項(第42条第1項及び第2項、第42条の4、第47条第1項及び第2項、第93条、第93条の5、第121条、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条、第192条の12、第192条の20並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、第13条(第42条第1項及び第2項、第42条の4、第47条第1項及び第2項、第76条、第93条、第93条の5、第108条、第108条の4、第121条、第147条、第147条の4、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条、第192条の12、第192条の20、第199条、第199条の11、第199条の22並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、第52条第1項、第102条第1項(第108条の4において準用する場合を含む。)、第196条の3第1項(第199条の11及び第199条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

附 則

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

7 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第199条又は第199条の22において準用する第58条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこ

て認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第9条第1項(第42条第1項及び第2項、第42条の4、第47条第1項及び第2項、第93条、第93条の5、第121条、第147条、第147条の5、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条、第192条の12、第192条の20並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、第13条(第42条第1項及び第2項、第42条の4、第47条第1項及び第2項、第76条、第93条、第93条の5、第108条、第108条の4、第121条、第147条、第147条の5、第157条、第157条の4、第170条、第183条、第188条、第192条、第192条の12、第192条の20、第199条、第199条の11、第199条の22並びに第208条第1項において準用する場合を含む。)、第52条第1項、第102条第1項(第108条の4において準用する場合を含む。)、第196条の3第1項(第199条の11及び第199条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

附 則

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

7 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第199条又は第199条の22において準用する第58条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「営むこ

と」とあるのは「営み、入居の日から附則第5項に定める期間内に附則第6項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

15 第197条第3項及び第199条の8第4項の規定は、基準省令附則第18条の2第1項に該当する場合については、令和6年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

16 第197条第3項及び第199条の8第4項の規定は、基準省令附則第18条の2第2項に該当する場合については、令和6年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

と」とあるのは「営み、入居の日から附則第5項に定める期間内に附則第6項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第5項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

15 第197条第3項及び第199条の8第4項の規定は、基準省令附則第18条の2第1項に該当する場合については、令和9年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

16 第197条第3項及び第199条の8第4項の規定は、基準省令附則第18条の2第2項に該当する場合については、令和9年3月31日までの間、同項に該当する利用者については、適用しない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第2条 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（省令</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（省令</p>

第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(4) (略)

(療養介護の取扱方針)

第15条 (略)

2・3 (略)

(療養介護計画の作成等)

第16条 (略)

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「ア

第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第3項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(4) (略)

(療養介護の取扱方針)

第15条 (略)

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 (略)

(療養介護計画の作成等)

第16条 (略)

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「ア

セメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4 (略)

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

セメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 (略)

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定

8・9 (略)

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第17条 (略)

(職員の配置の基準)

第38条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7)から(9)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(7)から(9)までに掲げる数とする。

(7)～(9) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利

相談支援事業者等」という。)に交付しなければならない。

9・10 (略)

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第17条 (略)

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

(職員の配置の基準)

第38条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7)から(9)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成18年厚生労働省告示第542号）に定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(7)から(9)までに掲げる数とする。

(7)～(9) (略)

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚

用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(職員の配置の基準)

第51条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

士^土の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ (略)

(4) (略)

2・3 (略)

4 第1項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 (略)

(職員の配置の基準)

第51条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

イ (略)

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士^士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上とする。

エ (略)

(3) (略)

2・3 (略)

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 (略)

(地域生活への移行のための支援)

第53条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第62条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第54条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第37条まで、第39条、第40条及び第43条の2から第48条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第54条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第54条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第54条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第54条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第54条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3

4 第1項第2号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 (略)

(地域生活への移行のための支援)

第53条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第60条の2に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 (略)

(準用)

第54条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第37条まで、第39条、第40条及び第43条の2から第48条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第54条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第54条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第54条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第54条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第54条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3

月」と、第17条中「前条」とあるのは「第54条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第35条まで、第39条、第40条、第43条の2から第48条まで、第52条及び第53条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第59条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第59条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第59条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第59条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第39条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第60条 (略)

月」と、第17条中「前条」とあるのは「第54条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第59条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第35条まで、第39条、第40条、第43条の2から第48条まで、第52条及び第53条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第59条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第59条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第59条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第59条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第59条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第59条において準用する前条」と、第39条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第60条 (略)

(規模)

第60条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業

(認定就労移行支援事業所の設備)

第61条 (略)

(職員の配置の基準)

第62条 就労移行支援の事業を行う者 (以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所 (以下「就労移行支援事業所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2～6 (略)

(準用)

第68条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第37条まで、第39条、第40条、第42条、第43条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第68条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第68条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第68条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第68条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第68条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第68条において準用する前条」と、第36条ただし

所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(認定就労移行支援事業所の設備)

第61条 (略)

(職員の配置の基準)

第62条 就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

2～6 (略)

(準用)

第68条 第7条、第8条、第12条から第18条まで、第23条から第25条まで、第27条から第31条の2まで、第33条から第35条まで、第37条、第39条、第40条、第42条、第43条、第44条から第48条まで及び第52条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第8条第2項第1号中「第16条第1項」とあるのは「第68条において準用する第16条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第68条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第68条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「第31条第2項」とあるのは「第68条において準用する第31条第2項」と、第15条第1項中「次条第1項」とあるのは「第68条において準用する次条第1項」と、第16条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第17条中「前条」とあるのは「第68条において準用する前条」と、第39条第1項

書及び第39条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（規模に関する特例）

第87条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準府令」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準府令第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準府令第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（規模に関する特例）

第87条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準府令」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準府令第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合）にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

できる。	
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「新指定障害福祉サービス基準規則」という。）第196条の7（新指定障害福祉サービス基準規則第199条の22において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第199条の10の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準規則第196条の7第2項及び第3項並びに第199条の10第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準規則第196条の7第4項及び第199条の10第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第 号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第1条 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章・第2章 (略) 第3章 医療型児童発達支援 第1節 基本方針（第60条） 第2節 人員に関する基準（第61条・第62条） 第3節 設備に関する基準（第63条） 第4節 運営に関する基準（第64条―第69条） 第4章～第8章 (略) 附則 （用語の定義）	目次 第1章・第2章 (略) 第3章 削除 第4章～第8章 (略) 附則 （用語の定義）
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 通所給付決定保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第6条の2の2第9項</u> に規定する通所給付決定保護者をいう。 (2) <u>指定障害児通所支援事業者等</u> 法第21条の5の3第1項に規定する <u>指定障害児通所支援事業者等</u> をいう。 (3)～(9) (略) (10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 通所給付決定保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。） <u>第6条の2の2第8項</u> に規定する通所給付決定保護者をいう。 (2) <u>指定障害児通所支援事業者</u> 法第21条の5の3第1項に規定する <u>指定障害児通所支援事業者</u> をいう。 (3)～(9) (略) (10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、

同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

(11)・(12) (略)

(13) 多機能型事業所 第3条に規定する指定児童発達支援の事業、第60条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第70条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第79条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第80条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準命令」という。)第77条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準命令第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準命令第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準命令第174条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準命令第185条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準命令第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス等基準命令に規定する

同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。

(11)・(12) (略)

(13) 多機能型事業所 第3条に規定する指定児童発達支援の事業、第70条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第79条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第80条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準命令」という。)第77条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準命令第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準命令第165条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定障害福祉サービス等基準命令第174条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準命令第185条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準命令第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所(指定障害福祉サービス等基準命令に規定する事業のみを行う事業所を除く。)のことをいう。

事業のみを行う事業所を除く。)のことをいう。

第3条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第5条 （略）

2 （略）

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上

(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。） 機能

第3条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

第5条 （略）

2 （略）

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

4 第2項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

訓練を行うために必要な数

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）医療的ケアを行うために必要な数

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

(1) 看護職員 1以上

(2) 機能訓練担当職員 1以上

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 第1項第2号ア、第4項第1号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

8 第1項から第5項まで（第1項第1号を除く。）に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

5 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

6 第1項第2号ア及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でな

9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第6条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備)

第8条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第9条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供

なければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

9 前2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第6条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備)

第8条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

第9条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び

に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。

(1) 指導訓練室

ア・イ (略)

(2) (略)

3 第1項に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

4 第1項及び前項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第10条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

備品等を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3 第1項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 発達支援室

ア・イ (略)

(2) (略)

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第2項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。

(利用定員)

第10条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(通所利用者負担額の受領)

第22条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3～6 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第23条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援

(通所利用者負担額の受領)

第22条 (略)

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3～6 (略)

(通所利用者負担額に係る管理)

第23条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事

事業者等に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第24条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第25条 指定児童発達支援事業者は、次条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 (略)

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げ

業者に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第24条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(指定児童発達支援の取扱方針)

第25条 指定児童発達支援事業者は、第26条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 (略)

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 (略)

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げ

る事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)～(7) (略)

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第26条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法によ

る事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価 (以下この条において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者 (以下この条において「保護者」という。)による評価 (以下この条において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図らなければならない。

(1)～(7) (略)

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第25条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム (前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第25条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、障害児の地域社会への参加及び包摂 (以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

第26条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法によ

り、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 （略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

り、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 （略）

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第25条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）

6 (略)

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。

8～10 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第27条 (略)

(指導、訓練等)

第29条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

る。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 (略)

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援(法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を提供する者に交付しなければならない。

8～10 (略)

(児童発達支援管理責任者の責務)

第27条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(支援)

第29条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第34条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第38条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第39条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第41条 指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第48条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第34条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第38条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(安全計画の策定等)

第39条の2 (略)

2 (略)

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 (略)

(協力医療機関)

第41条 指定児童発達支援事業者(治療を行うものを除く)は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(利益供与等の禁止)

第48条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において

「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 (略)
(設備)

第55条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

- 3 (略)

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第60条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第61条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定す

「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 (略)
(設備)

第55条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

- 3 (略)

第3章 削除

第60条から第69条まで 削除

る診療所として必要とされる従業者 同法
に規定する診療所として必要とされる数

(2) 児童指導員 1以上

(3) 保育士 1以上

(4) 看護職員 1以上

(5) 理学療法士又は作業療法士 1以上

(6) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療
型児童発達支援事業所において日常生活を営
むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機
能訓練担当職員を置かなければならない。

3 第1項各号及び前項に規定する従業者は、
専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職
務に従事する者でなければならない。ただ
し、障害児の支援に支障がない場合は、障害
児の保護に直接従事する従業者を除き、併せ
て設置する他の社会福祉施設の職務に従事さ
せることができる。

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは
家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携
型認定こども園に入園している児童と指定医
療型児童発達支援事業所に通所している障害
児を交流させるときは、障害児の支援に支障
がない場合に限り、障害児の支援に直接従事
する従業者については、これら児童への保育
に併せて従事させることができる。

(準用)

第62条 第6条の規定は、指定医療型児童発達
支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第63条 指定医療型児童発達支援事業所の設備
の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療法に規定する診療所として必要とさ
れる設備を有すること。

(2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調

理室を有すること。

(3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の
自由を助ける設備を有すること。

2 指定医療型児童発達支援事業所は、その階
段の傾斜を緩やかにしなければならない。

3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定
医療型児童発達支援の事業の用に供するもの
でなければならない。ただし、障害児の支援
に支障がない場合は、同項第1号に掲げる設
備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設
の設備に兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第64条 指定医療型児童発達支援事業所は、そ
の利用定員を10人以上とする。

(通所利用者負担額の受領)

第65条 指定医療型児童発達支援事業者は、指
定医療型児童発達支援を提供した際は、通所
給付決定保護者から当該指定医療型児童発達
支援に係る通所利用者負担額の支払を受ける
ものとする。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代
理受領を行わない指定医療型児童発達支援を
提供した際は、通所給付決定保護者から、次
の各号に掲げる費用の額の支払を受けるもの
とする。

(1) 当該指定医療型児童発達支援に係る指定
通所支援費用基準額

(2) 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体
不自由児通所医療（食事療養（健康保険法
（大正11年法律第70号）第63条第2項第1
号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に
係るものにつき健康保険の療養に要する費
用の額の算定方法の例により算定した費用
の額

3 指定医療型児童発達支援事業者は、前2項

の支払を受ける額のほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針によるものとする。

5 指定医療型児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定医療型児童発達支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第66条 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定医療型児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、前条第

2項の法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第67条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第68条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他運営に関する重要事項

(情報の提供等)

第68条の2 指定医療型児童発達支援事業者

は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第69条 第11条から第21条まで、第23条、第25

条（第4項及び第5項を除く。）から第33条まで、第35条、第37条から第40条まで、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで及び第53条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第68条」と、第15条中「いう。第36条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第65条」と、第25条第1項及び第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第33条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第42条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第34条」とあるのは「第67条」と読み替えるものとする。

第70条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」と

第70条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」と

いう。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(設備)

第73条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(設備)

第78条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(従業者の員数)

第79条の3 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置さ

いう。)の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(設備)

第73条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する発達支援室は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(設備)

第78条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所は、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 (略)

(従業者の員数)

第79条の3 (略)

2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員(学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された

れた日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)
(準用)

第79条の9 第11条から第21条まで、第23条、第24条、第25条（第4項及び第5項を除く。）、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第35条まで、第37条、第37条の2、第39条の2、第39条の3第1項、第40条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第51条から第53条まで及び第68条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第79条の8」と、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第79条の7」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第79条の7第2項」と、第25条第1項、第26条及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において単に「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 (略)
(準用)

第79条の9 第11条から第21条まで、第23条、第24条、第25条（第6項及び第7項を除く。）、第25条の2、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第35条まで、第37条、第37条の2、第39条の2、第39条の3第1項、第40条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項及び第51条から第53条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第79条の8」と、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第79条の7」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第79条の7第2項」と、第25条第1項、第26条及び第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第26条第4項中「第25条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第25条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第47条第1項中「行わなければならない」とあるのは

(準用)

第87条 第11条から第21条まで、第23条、第24条、第25条（第4項及び第5項を除く。）、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第35条まで、第37条、第37条の2、第39条の2、第39条の3第1項、第40条、第42条から第44条まで、第46条、第48条、第49条、第50条第1項、第51条から第53条まで、第68条の2及び第79条の6から第79条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第87条において準用する第79条の8」と、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第87条において準用する第79条の7」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第87条において準用する第79条の7第2項」と、第25条第1項及び第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第42条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第11条から第21条まで、第23条、第24条、第25条（第4項を除く。）、第25条の3、第26条から第29条まで、第31条、第33条から第35条まで、第37条、第37条の2、第39条の2、第39条の3第1項、第40条、第42条から第44条まで、第46条から第49条まで、第50条第1項、第51条から第53条まで及び第79条の6から第79条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第36条」とあるのは「第87条において準用する第79条の8」と、第15条中「いう。第36条第6号及び第50条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第21条第2項中「次条」とあるのは「第87条において準用する第79条の7」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第87条において準用する第79条の7第2項」と、第25条第1項及び第26条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第25条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第26条第4項中「第25条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を

(従業者の員数に関する特例)

第88条 多機能型事業所（この規則に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第4条第1項から第3項まで及び第5項、第5条（第3項及び第6項を除く。）、第61条、第71条第1項から第3項まで及び第5項、第79条の3第1項並びに第81条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第5条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」と

踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第42条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第47条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第88条 多機能型事業所（この規則に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第4条第1項から第3項まで及び第5項、第5条（第4項及び第5項を除く。）、第71条第1項から第3項まで及び第5項、第79条の3第1項並びに第81条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第5条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第6項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるの

あるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第61条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第71条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第79条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第81条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

(利用定員に関する特例)

第90条 多機能型事業所（この規則に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第10条、第64条及び第74条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この規則に規定する事業のみを行う

は「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と、第71条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第79条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第81条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 (略)

(利用定員に関する特例)

第90条 多機能型事業所（この規則に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第10条及び第74条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所（この規則に規定する事業のみを行う

多機能型事業所を除く。)は、第10条、第64条及び第74条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第10条、第64条及び第74条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第10条、第64条及び第74条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 (略)
(電磁的記録等)

第91条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。）、第16条（第53条の5、第57

多機能型事業所を除く。)は、第10条及び第74条の規定にかかわらず、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上）とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第10条及び第74条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第10条及び第74条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。

5 (略)
(電磁的記録等)

第91条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第53条の5、第57条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。）、第16条（第53条の5、第57条、第76

条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第2条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章～第9章 (略)	第1章～第9章 (略)
第10章 <u>福祉型児童発達支援センター</u> (第76条—第81条)	第10章 <u>児童発達支援センター</u> (第76条—第81条)
第11章 <u>医療型児童発達支援センター</u> (第82条—第85条)	第11章 <u>削除</u>
第12章～第15章 (略)	第12章～第15章 (略)
附則	附則
(設備の基準)	(設備の基準)

第62条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
- ア 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
- イ (略)
- (4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 訓練室及び屋外訓練場

イ (略)

(6)～(9) (略)

(職員)

第63条 (略)

2～13 (略)

14 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第71条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

第62条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。
- ア 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備
- イ (略)
- (4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。
- (5) 主として肢体不自由（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次の設備を設けること。

ア 支援室及び屋外遊戯場

イ (略)

(6)～(9) (略)

(職員)

第63条 (略)

2～13 (略)

14 心理支援を行う必要があると認められる児童5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

15 心理担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(設備の基準)

第71条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

(2) (略)

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

(4) (略)

(職員)

第72条 (略)

2～5 (略)

6 主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第3項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

7 (略)

第10章 福祉型児童発達支援センター

(設備の基準)

第76条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）

(1) 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。

(2) (略)

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するに必要な設備、義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合は、これを設けることを要しないこと。

(4) (略)

(職員)

第72条 (略)

2～5 (略)

6 主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる医療型障害児入所施設には、第3項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければならない。

7 (略)

第10章 児童発達支援センター

(設備の基準)

第76条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

む。)、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

(2) 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(3) 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

(4) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。

(5) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。

(6) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平

(職員)

第77条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に依り、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

(4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

方メートル以上とすること。

(職員)

第77条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に依り、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

(4) 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

(5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴

(5) 当該児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加え、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

3 児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

4 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、4人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。

10 第5条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第83条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発

5 第5条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに入所している障害

達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(生活指導及び計画の作成)

第78条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第64条第1項及び第66条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第79条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第80条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第11条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者については、できる限り治療しなければならない。

(心理学的及び精神医学的診査)

第81条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的診査については、第69条の規定を準用する。

第11章 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第82条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。

児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(生活指導及び計画の作成)

第78条 児童発達支援センターにおける生活指導及び児童発達支援センターの長の計画の作成については、第64条第1項及び第66条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第79条 児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導につき、その協力を求めなければならない。

第80条 削除

(心理学的及び精神医学的診査)

第81条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第11章 削除

第82条から第85条まで 削除

(2) 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第83条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 第5条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(入所した児童に対する健康診断)

第84条 医療型児童発達支援センターにおいては、第11条第1項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第85条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡及び計画の作成については、第64条第1項、第66条及び第79条の規定を準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第3条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の定義)	(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第2項第1号（法第24条の24第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。

(6) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（法第24条の24第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

(7)～(10) (略)

(11) 法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び法第24条の24第2項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（第46条第3項において「指定都市」という。）及び法第59条の4第1項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項（法第24条の24第2項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 指定入所支援費用基準額 指定入所支援に係る法第24条の2第2項第1号（法第24条の24第3項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額をいう。

(6) 入所利用者負担額 法第24条の2第2項第2号（法第24条の24第3項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び障害児入所医療（法第24条の20第1項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該障害児入所医療につき支給された障害児入所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

(7)～(10) (略)

(11) 法定代理受領 法第24条の3第8項（法第24条の7第2項において準用する場合及び法第24条の24第3項の規定により同条第1項に規定する障害児入所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（第46条第3項において「指定都市」という。）及び法第59条の4第1項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が支払う指定入所支援に要した費用の額又は法第24条の20第3項（法第24条の24第3項の規定により、同条第1項に規定する障害児入所給付

費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

(従業者の員数)

第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア (略)

イ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。

以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上

(3)～(6) (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくは

費等の支給について適用する場合を含む。)の規定により入所給付決定保護者に代わり都道府県が支払う指定入所医療に要した費用の額の一部を指定障害児入所施設等が受けることをいう。

(従業者の員数)

第3条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。

(1) (略)

(2) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）ア又はイに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア (略)

イ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。

以下同じ。）のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1以上

(3)～(6) (略)

2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、心理支援を行う必要があると認められる障害児5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

3 前項に規定する心理担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくは

はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 (略)
(設備)

第4条 (略)

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

- (1) (略)
- (2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- (3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3～5 (略)
(指定入所支援の取扱方針)

第19条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

これに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 (略)
(設備)

第4条 (略)

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

- (1) (略)
- (2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備
- (3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備
- (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3～5 (略)
(指定入所支援の取扱方針)

第19条 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営む

2・3 (略)

(入所支援計画の作成等)

第20条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機

ことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

4・5 (略)

(入所支援計画の作成等)

第20条 (略)

2 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4 (略)

5 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所

器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10 （略）

支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10 （略）

（移行支援計画の作成等）

第20条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第21条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(検討等)

第22条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第24条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と

る。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第21条 児童発達支援管理責任者は、前2条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)・(2) (略)

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(検討等)

第22条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

(支援)

第24条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と

日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(協力医療機関等)

第38条 (略)

2 (略)

(利益供与等の禁止)

日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。

5 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(協力医療機関等)

第38条 (略)

2 (略)

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において単に「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(利益供与等の禁止)

第45条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(記録の整備)

第50条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 入所支援計画

(2)～(6) (略)

(従業者の員数)

第51条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 心理指導を担当する職員 1以上（主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）。

(4)・(5) (略)

2～4 (略)

(設備)

第52条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。

(1) (略)

第45条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(記録の整備)

第50条 (略)

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 入所支援計画及び移行支援計画

(2)～(6) (略)

(従業者の員数)

第51条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 心理支援を担当する職員 1以上（主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。次号において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）。

(4)・(5) (略)

2～4 (略)

(設備)

第52条 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。

(1) (略)

<p>(2) <u>訓練室</u>及び浴室を有すること。</p> <p>2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 <u>屋外訓練場</u>、ギブス室、特殊手工芸等の作業を<u>指導する</u>に必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(2) <u>支援室</u>及び浴室を有すること。</p> <p>2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、前項各号に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 <u>屋外遊戯場</u>、ギブス室、特殊手工芸等の作業を<u>支援する</u>に必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「指定通所支援基準規則」という。）第48条第1項の改正及び第3条中指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する規則第45条第1項の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の指定通所支援基準規則（次項において「旧指定通所支援基準規則」という。）第5条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、第1条の規定による改正後の指定通所支援基準規則（以下「新指定通所支援基準規則」という。）第5条及び第10条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- この規則の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準規則第5条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準規則第9条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 新指定通所支援基準規則第25条の2（新指定通所支援基準規則第53条の5、第57条、第76条、第76条の

2、第79条及び第79条の9において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準規則第25条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

- 5 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第11条の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第2条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則（以下「新設備運営基準規則」という。）第76条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新設備運営基準規則第77条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 7 この規則の施行の際現に設置している第2条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則（次項において「旧設備運営基準規則」という。）第76条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新設備運営基準規則第76条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 8 この規則の施行の際現に設置している旧設備運営基準規則第76条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新設備運営基準規則第77条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。